

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年3月16日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 3/14にお伝えした日本の一部地域からの入国後の強制隔離（次ページ）についてですが、本日、保健省疾病管理局に確認を取った所、この対応は公式文書によるものではなく保健省内部通達による措置とのこと。なお、3/14に日本から入国した方は通常通り入国してホテルへ移動できたそうですが、いつこの措置が実行されても対応できるように心がけてください。
- 3/13に住友商事系のスミトロニクス社がタイ現地法人（アソークのColumn Tower）の日本人社員が感染したと公表しました。本人は直近2週間海外出張をしておらず日本旅行から帰国したばかりのタイ人の義母から伝染したのではないかとされています。先日、「COVID-19から会社を守る9つのチェックリスト」に記載したように社員の同居者（親族、友人）に海外からの帰国する予定の者がいるどうか申告させ、該当ある場合は対策を取る必要があります。  
<https://www.sumitronics.co.jp/company/2020/03/post-42.html>
- 韓国、中国（香港、澳門含む）、イラン、イタリアからの入国時に必要な医療保険は保険金が10万米ドル以上のものとなります。もし将来、日本もその対象となった場合、疾病治療費用が1,100万円以上となりほとんどのクレジットカード付帯保険では対応できませんので、日本から渡航予定の方がいらっしゃる場合はお気をつけてください。
- シンガポールでは16日23:59以降に日本やタイ等ASEAN諸国からEmployment Pass等ビザを持って入国する場合、事前に人材省(Ministry of Manpower)から許可を得た上で入国し、14日間隔離される必要となりました。該当される方はシンガポールの法律事務所等へご確認ください。

# 継続的に伝染のある地域からの渡航者が追う義務

- **対象国：フランス、スペイン、米国、スイス、ノルウェー、デンマーク、オランダ、スウェーデン、英国、日本（北海道、東京、愛知、和歌山、神奈川、千葉、沖縄、京都、大阪に限る）**
- タイ到着後、問診票（トー8書式\*）に記入 \*AOT Airportsアプリからも記入・提出可能
- 発熱、咳、鼻水、のどの痛み、呼吸困難の一つの症状でもある場合、直ちに疾病管理担当官に申し出る
- 渡航者全員、体温検査を受診。異常のある場合は指定病院へ搬送。
- **渡航者全員、14日症状観察のため原則、自己隔離。**また、所定の手続を実施  
外国人の場合は指定ホテルに投宿、タイ人の場合は自宅謹慎  
毎日担当官へ報告  
発症の場合、3時間以内に担当官へ通知  
**滞在先から外出の場合、担当官から許可を得る必要**
- 出所 [https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/ind\\_outbreak.php](https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/ind_outbreak.php)

3/16に保健省疾病管理局に確認を取った所、この対応は公式文書によるものではなく保健省内部通達による措置とのこと。